

JONES DAY
COMMENTARY

メキシコ議会が税制改革案を可決

(注: 本コメンタリーは 2013 年 11 月公表の英語版 Mexico's Congress Passes Tax Reform の日本語訳である。)

メキシコ議会の両院（下院および上院）は 2013 年 10 月 31 日、税制改革案を可決した。現在はエンリケ・ペニャ・ニエト大統領の署名待ちである。この法律は、9 月 8 日に議会に提出されて議論を呼んだ大統領の税制見直し案とは大幅に異なる。予定通り大統領が署名した場合、新税制は以下に特記される場合を除き、2014 年 1 月 1 日に発効する。

連邦税法

新「タックス・メールボックス (Tax Mailbox)」

手続き: 税務当局と納税者のコミュニケーションを円滑化・迅速化し、電子的な審査および税務調査を可能にするため「タックス・メールボックス」と呼ばれる新しい手続きが設けられる。経過規定によると、タックス・メールボックスは法人の場合は 2014 年 6 月 30 日から、個人の場合は 2015 年 1 月 1 日から利用できるようになる。

税務監査報告書 (Dictámenes Fiscales): 現行法では、企業は社外監査人によって作成された税務監査報告書を提出することが義務付けられており、社外監査人が税務監査報告書について質問を受けるまで、税務当局による調査を受けなくてもよいというメリッ

トがある。議会は、税務調査を遅らせる恩典を残しながら、このような税務監査報告書を提出するかどうかを一部の企業が選択できるように規則を修正した。これは拒否された大統領府の提案よりも有利である。同提案は、このような税務監査報告書を提出する機会を廃止するものであった。

パートナーおよび株主の連帯責任: メキシコ法人の意思決定を支配する各パートナーおよび株主は、未納税金に対して連帯責任を負い、当該法人における所有持分割合に応じて、裁判で保証金を納めるか、その他租税債権を保証することを要求される。この新規則は、法人の租税債務について全ての株主に厳格責任を課す大統領府提案より制限が緩和されている。

行政不服審査における租税債権異議申立期間の短縮:

租税債権の異議申し立てのための行政不服審査申立期間は、45 営業日から 30 営業日に短縮された。大統領府提案による 15 営業日期間よりも制限が緩和されている。納税者は別の方法として、先に行政不服審査申立をすることなく、租税・行政裁判所 (Tax

and Administrative Court) に直接、租税債権の決定に対する異議を申し立てる権利も引き続き有する。

交渉による租税債権紛争の解決: 納税者は、納税者全国オンブズマンの参加の下、税務当局と直接交渉して租税債権に関する紛争を解決し、税務処分を受けることなく友好的に税務調査を終了させるという選択肢が与えられる。

拒否された実質課税に関する規定: 議会は、メキシコの税金が発生しなかった取引について、実質課税の原則によって審査する権限を税務当局に与えるという大統領府提案を拒否した。

所得税

新配当税: メキシコ居住者が受け取る全ての配当、ならびに非居住者である法人および個人がメキシコの分配会社から受け取る配当には、所得税が課される。メキシコの法人株主に分配される配当は免税となる。配当税は株主レベルで課される(分配会社レベルで課税する大統領府提案とは異なる)。税率は配当総額の 10% で、メキシコで効力を有している 56 の二重課税に関する条約のいずれかによって軽減される場合がある。2013 年の後に発生した利益に対してのみ課される。なお、税金は分配会社に課される源泉徴収制度を通じて徴収される。

法人税率: 2014 年に 29%、2015 年以降は 28% に軽減が予定されていた法人税率は、30% に据え置かれる。

個人所得税率および源泉税率: 個人所得税率は 30% から 35% に引き上げられる。これは大統領府が提案した、より穏当な 32% という引き上げ率を上回る。この他、メキシコ源泉からの非居住者に対する全ての支払いは、メキシコの法律または租税条約によって税率が下げられない限り、35% の源泉徴収の対象となる。

条約の恩典: 条約の恩典を求める外国人居住者は、当該居住者が受け取ったメキシコ源泉の支払いに関する参考用納税申告書または税務報告書を提出するため、メキシコの税務上の居住者を法定代理人に指

定することが義務付けられる。さらに、税務当局は、外国人居住者に対して、その関連当事者取引について説明すること、また現地法定代理人を通じてその関連当事者取引は外国で課税されることを明言し、このような外国課税を発生させる外国の特定の法律の規定について説明する宣誓供述書を提出するよう要求することができる。法定代理人は外国人居住者の未納税金に対して連帯責任を負う。

外国税額控除: 国別限度額方式の新たな外国税額控除制度が導入される。この制度により、メキシコの納税者が外国企業から配当を受けるときに間接税額控除が認められる場合もある。

非課税賃金およびFRINGE・ベネフィットの損金算入制限:

非課税賃金および従業員に提供される一定の非課税のFRINGE・ベネフィット、例えば貯蓄基金などの損金算入は、当該非課税賃金およびFRINGE・ベネフィットの費用の 53% に制限される。さらに、前課税年度の非課税のFRINGE・ベネフィットの異なる種類の数を次の課税年度に減らした場合(例えば企業が貯蓄基金を廃止した場合)、損金算入は 53% ではなく 47% に制限される。これは企業にとって従業員に提供される非課税のFRINGE・ベネフィットの種類を減らす誘因となる可能性がある。

資産の加速償却: 大統領府の提案通り、一定の投資の即時損金算入は認められない。

鉱業に関する開業費の損金算入の廃止: 鉱業関連企業における開業費の損金算入は認められなくなった。ただし、廃止は 2015 年 1 月 1 日からとなる。鉱業に影響する追加規則については後ほど説明する。

不動産開発業者のみなし原価の損金算入: この損金算入は大統領府により廃止が提案されたが、引き続き効力を有する。

保険会社の損金算入: この損金算入は大統領府により廃止が提案されたが、引き続き効力を有する。

持続可能エネルギー加速損金算入: こうした投資に対して認められる 100% 損金算入は、大統領府により廃止が提案されたが、引き続き効力を有する。

ハイブリッド事業体への支払いの損金算入制限: 関連および非関連のハイブリッド事業体への支払いは、支払いが独立企業原則によることが証明されない限り損金算入されない。

外国関連当事者支払いに関する追加的損金算入制限: 上記のハイブリッド事業体への支払いの損金算入制限に加え、さらに二つの規則により関連当事者間取引に関する損金算入が認められない。第一に、技術援助、利子ないしロイヤリティー支払いは、以下の場合にはメキシコの事業体によって支配されるか、メキシコの事業体を支配する外国事業体に支払われるときには損金算入できない。すなわち、(x) 外国関連当事者が「パススルー」課税措置を受けており、その株主またはパートナーが同じ法域で課税されず、かつ当該支払いが独立企業原則によって取り決められたものではない場合。(y) 外国関連当事者が当該支払いを課税所得に合算しないとする場合。または、(z) 外国関連当事者が当該支払いを課税所得でないとする場合。第二に、別の関連当事者によっても損金算入される関連当事者支払いは損金算入が認められない。

メキシコ株式市場を通じた売買によって得られたキャピタルゲイン: メキシコの税務上居住者である個人および外国の税務上の居住者は、メキシコ株式市場を通じた売買によって得られたキャピタルゲインに対する租税免除を受けられなくなる。大統領府の提案通り、10%のキャピタルゲイン源泉税が課され、株式市場を通じて株式を取引する仲介業者により源泉徴収され、送金される。

マキラの定義: マキラの定義を「売り上げの90%を輸出する者に限定する」という大統領府提案は拒否されている。ただし、既存の恒久的施設保護およびその他の優遇税制を適用するためには、マキラはその収益の全てが指定のマキラオペレーションから得られるものでなければならない。また、その製造工程において、マキラで使用する設備をどの事業体が所有しなければならないかという定義につき、新たな要件が導入される。

シェルター・マキラ: シェルター・マキラが制度に基づいて所得税軽減を認められる期間は、3年から4年に拡大される。

連結納税制度: 現行連結納税制度は大統領府の提案通り廃止され、類似の制度に置き換わる（いわゆる統合制度）。これは連結納税制度と同様のものである。大きな違いは、連結納税制度では5年の課税繰り延べが認められていたが、統合制度では課税繰り延べを3年を超えて認めない。

不動産投資会社: 議会は不動産投資会社（SIBRA）に認められていた租税特別措置を廃止するという大統領府の提案を承認した。今後、SIBRA に対する優遇（出資不動産に対する所得税の繰り延べが認められ、毎月の納税申告書を提出しなくてもよい）は一切なくなる。

均一課税の廃止

現金主義による代替所得税である17.5%の均一税率は廃止される。

付加価値税（VAT）

国境地域: 国境地域に適用される11%の現行税率は16%に引き上げられる。

租税免除: 住宅ローン利子、個人の住居の売買、私立学校の授業料に対する免税を廃止する大統領府の提案は拒否され、これらの免除は引き続き効力を有する。

マキラ制度: 外国の居住者間、または外国の居住者とマキラ間の、メキシコ国内に所在しているマキラ製造品の売買に対して16%のVATを課すという大統領府の提案は拒否される。こうした取引に対する0% VAT税率は引き続き効力を有する。

マキラの物品輸入に適用される免税を廃止するという大統領府の提案も同様に拒否される。その代わりに、マキラ製造で使用するために輸入した物品に対し、法律的にはマキラにVATが課されるが、100%税額控除によって税金の支払いはなくなる。従って、こうした取引には現金VATは課されない。税額控除

の資格を得るため、各マキラは 2015 年より、VAT 改正法が制定されたら発表される規則に従って税務当局による証明を受ける必要がある。

物品税

ジャンクフード: 高カロリー食品の販売に対して 8% の物品税が課される。この新しい税金は大統領府提案には含まれておらず、下院が当初提案した税率 5% よりも高い。

燃料および殺虫剤: 燃料および殺虫剤に環境物品税が課される。

ソフトドリンク: 大統領府の提案通り、ソフトドリンク 1 リットル当たり 1 メキシコ・ペソの税金が課される。

採掘料

鉱業権について提案された料金は議会によって承認された。鉱業会社の純利益の 7.5% が課される。また金、銀および白金の販売による総収益の 0.5% に相当する追加採掘料が承認された。

次のステップ

ニエト大統領は税制改革案に署名して法案を成立させる見通しであり、その後、発効日が後日とされる規定を除き、2014 年 1 月 1 日に新税制が発効する。

弁護士へのコンタクト

更に詳しい情報をお求めの場合は、最寄りの事務所の代表者又は以下に掲げた弁護士にお尋ね下さい。一般的な E メールでのメッセージは、www.jonesday.com からご覧頂ける”Contact Us”フォームを利用して送信頂けます。

本コメントリーの日本語訳監修

井上 康一 パートナー
kinoue@jonesday.com

Joseph A. Goldman
Washington
+1.202.879.5437
jagoldman@jonesday.com

Rodrigo Gómez Ballina
Mexico City
+52.55.3000.4034
rgomez@jonesday.com

Luis Ignacio Martel
Mexico City
+52.55.3000.4035
lmartel@jonesday.com

Rodrigo Rangel Hassey
Mexico City
+52.55.3000.4029
rrangel@jonesday.com

Javier Cortés
Mexico City
+52.55.3000.4050
jcortes@jonesday.com

外国法共同事業 ジョーンズ・デイ法律事務所

〒105-0001
東京都港区虎ノ門 4 丁目 1 番 17 号
神谷町プライムプレイス

電話 03-3433-3939
FAX 03-5401-2725
WWW.JONESDAY.COM

ジョーンズ・デイの出版物は、特定の事実関係又は状況に関して法的助言を提供するものではありません。本書に記載された内容は、一般的な情報の提供のみを目的とするものであり、当事務所の事前の書面による承諾を得た場合を除き、(なお、かかる承諾を付与または撤回するか否かは当事務所の任意裁量に属します)、他の出版物又は法的手続きにおいて引用し、又は参照することはできません。当事務所の出版物について転載の許可を希望される場合は、当事務所のウェブサイト (www.jonesday.com) にある ”Contact Us” の箇所にある所定のフォームをご利用下さい。本書の郵送その他の送信は、弁護士と依頼者との関係を構築することを意図するものではなく、また本書の受信により、そのような弁護士と依頼者との関係が形成されるものではありません。本書に記載された意見は、執筆者の個人的な見解を示すものであり、当事務所の見解を反映したものではありません。